



宮 崎 県 公 報

平成20年2月14日 (木曜日) 第 1955 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則
○宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) 1
告 示

頁

公 告

- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 9
- 道路の供用の開始…………… (“) 9
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 9
- 土地改良区の役員の住所変更の届出…………… (“) 9
- 県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 10
- 開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 10

規 則

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月十四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第三号

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則 (平成五年宮崎県規則第三十五号) の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三号中「その法定代理人を含む。第五号において同じ。」を「当該登録申請者及びその法定代理人」に改め、同項第五号を次のように改める。

- 五 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者 (登録申請者が未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人) の住民票の抄本

第三十一条第二項に次の一号を加える。

- 六 登録申請者が選任した業務主任者がその従業員であることを証する書面

第三十二条第二項第一号を次のように改める。

- 一 条例第三十二条の二第一項第一号に掲げる事項の変更 住民票の抄本 (法人である場合にあつては、登記事項証明書)

第三十二条第二項第三号中「略歴書及び住民票の抄本」を「及び略歴書」に改め、同項第五号中「の書面及び住民票の抄本」を「及び第六号の書面」に改める。

別記様式第十九号から別記様式第二十一号までを次のように改める。

様式第 19 号 (第 30 条関係)

年 月 日

(表 面)

宮崎県知事 殿

証 紙 欄

申請者 住 所
氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	※登録番号	屋外広告業登録 第 号		
		※登録年月日	年	月	日
法人・個人の別		1 個人	2 法人		
フリガナ 商号又は氏名 (法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名)					
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		〒 (-)		電話 (-)	
1 管内において営業を行う 営業所の名称及び所在地	営業所の名称		営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
2 業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	所属営業所名		業務主任者の氏名		摘 要
3 法人である場合の役員 (業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者) の職氏名	職	氏名		職	氏名
4 他の地方公共団体における登録状況	登録を受けた地方公共団体名		登録年月日		登録番号

(裏 面)

5 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	氏 名			
	住 所	〒 (-) 電話 (-)		
6 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合の営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	営業所 2	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名	適 用
	営業所 3	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名	適 用
	営業所 4	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名	適 用

- 注 1 ※印のある欄には、初回登録の場合、記入しないこと。
 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、該当するものに○を付すこと。
 3 摘要欄には、屋外広告士、〇〇県講習会修了者その他の業務主任者の要件を満たす資格を記入すること。
 4 次の書面を添付すること。
 (1) 申請者 (未成年者にあつては、その法定代理人を含む。) が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書
 (2) 法人にあつては、その役員が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書
 (3) 業務主任者がその資格に適合することを証する書面
 (4) 業務主任者が在籍していることを証する書面 (健康保険被保険者証の写し等)
 (5) 登録申請者 (法人にあつてはその役員をいい、未成年者にあつてはその法定代理人を含む。) の略歴書
 (6) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の抄本 (いずれも3か月以内に発行されたもの)
 5 この申請書の各欄に記入できないものは、別紙に記入の上添付すること。
 6 申請書の記載が表面で完了する場合は、裏面は記入する必要がないこと。
 7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合は、裏面を利用することができます。
 8 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます (個人の場合に限る。)
 9 この申請書の様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、申請のあて先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

様式第 20 号(第 31 条関係)

宮崎県知事 殿

誓 約 書

登録申請者

本 人
法人の役員
法定代理人

 は、屋外広告物条例に定める登録拒否の要件に該当し

ない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者



- 注 1 「本人 法人の役員 法定代理人」は、該当するものを○で囲むこと。
2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます（個人の場合に限る。）。
3 この誓約書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請のあて先を書き換えていただければ、九州各県の誓約書様式として利用できます。

様式第 21 号(第 31 条関係)

登録申請者 本 人
法人の役員
法定代理人 の略歴書

現住所	〒 (-)		
		電話 (- -)	
氏名（法人にあつては、役員の氏名）		生年月日	年 月 日
略歴	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容	
賞罰等	年 月 日	賞 罰 等 の 内 容	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 Ⓜ</p>			

- 注 1 「本人 法人の役員 法定代理人」は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「職務内容又は業務内容」は、屋外広告業に係る職務内容又は業務内容をすべて記載すること。
- 3 「賞罰等」は、屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴及び屋外広告業の登録の取消し及び営業停止に係る処分を受けた経歴（役員としての経歴を含む。）について記入すること。
- 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 5 この略歴書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、九州各県の略歴書様式として利用できます。

別記様式第 11 号中

商号、名称又は氏名	住所
(年 月 日生)	(郵便番号 (電話番号

を

商号、名称又は氏名	住所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)
(郵便番号 (電話番号	

を

生年月日

を

役職

に

法定代理人の氏名
(年 月 日生)

を

法定代理人の氏名

に改める。

別記様式第 11 号及び別記様式第 12 号の 1 を次のように改める。

様式第 23 号(第 33 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業登録事項変更届出書

屋外広告業の登録事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

登録番号	屋外広告業登録 第 号		
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名			
2 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
3 営業所の名称又は所在地			
4 役員の氏名			
5 法定代理人の氏名又は住所			
6 業務主任者の氏名又はその所属営業所			

- 注 1 「変更に係る事項」については、該当する番号を○で囲むこと。
- 2 変更に係る事項が次のいずれかに該当するときは、当該事項に該当する書類を添付すること。
- (1) 商号、名称若しくは氏名又は住所の変更 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の抄本
 - (2) 営業所の名称又は所在地の変更 登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
 - (3) 法人の役員の変更 登記事項証明書並びに誓約書及び略歴書
 - (4) 法人の役員の氏名の変更 氏名の変更が確認できる書類
 - (5) 法定代理人の変更 誓約書、略歴書及び住民票の抄本
 - (6) 業務主任者の変更 資格等を証明するもの（写し可）及び在籍証明書
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます（個人の場合に限る。）。
- 4 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出のあて先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。

様式第 23 号の 2(第 34 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届 出 書

屋外広告業の廃業等となりましたので、次のとおり届け出ます。

登録番号	屋外広告業登録 第 号
登録年月日	年 月 日
屋外広告業者の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕	住 所 氏 名
届 出 理 由	1 死亡 2 消滅 3 破産 4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

- 注 1 「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、該当する番号を○で囲むこと。
- 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます（個人の場合に限る。）。
- 3 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出のあて先を書き換えていただければ、九州各県の届出様式として利用できます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の宮崎県屋外広告物条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出された申請書その他の書類は、この規則による改正後の宮崎県屋外広告物条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則別記様式第十九号、別記様式第二十号、別記様式第二十一号、別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号の二の用紙は、相当の間、所定の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第80号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年2月14日から平成20年2月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年2月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 7 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区 間, 新旧の別, 敷地の幅員の別 (メートル), 延長 (メートル). It details the change in road area for route 316, including old and new width and length measurements.

宮崎県告示第81号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年2月14日から平成20年2月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年2月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 5 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区 間, 供用開始の期日. It details the start of road supply for route 316, including the start date of February 14, 2020.

Table with 4 columns, containing address information: 村同大字, 井手之谷 2, 67番 1 地先, まで.

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、依野土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年2月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

Table with 3 columns: 役名, 氏 名, 住 所. Lists newly appointed officers including 横山 伊三男, 甲斐 直人, 岩田 数馬, 夏田 栄子, 川崎 末弘, 児玉 繁良, and 児玉 万.

(任期:平成21年6月28日まで)

2 退任した役員

Table with 3 columns: 役名, 氏 名, 住 所. Lists retiring officers including 児玉 万, 夏田 誠也, 横山 学, 児玉 正三, 井本 勇, 児玉 繁良, and 横山 伊三男.

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、杉安堰土地改良区(西都市)の役員の住所変更について次のとおり届出があった。

平成20年2月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 変更前

役名	氏 名	住 所
監 事	原 秀 樹	西都市大字三宅 480番地

2 変更後

役名	氏 名	住 所
監 事	原 秀 樹	西都市大字三宅 471番地 3

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成20年2月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
上 野 田 原	川南町	農地保全整備事業	平成19年 8 月31日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成20年2月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
児湯郡新富町大字日置字轟2935-2の一部、字轟2935-3の一部、字轟2935-4の一部、字轟2935-6の一部、字轟2936-1の一部、字轟2936-2の一部、字轟2937-1の一部、字轟2938-1の一部、字越田3044 外6筆	宮崎市佐土原町下田島 11344 相馬工業株式会社